

令和元年度
外部評価結果報告書

令和元年 1 1 月
会津若松市外部評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	外部評価対象政策分野	2
3	外部評価結果	2
(1)	政策分野2 学校教育	3
(2)	政策分野20 障がい者福祉	7
(3)	政策分野33 住宅・住環境	11
(4)	政策分野36 地域自治・コミュニティ	15
4	おわりに	19

附属資料

1	会津若松市外部評価委員会委員名簿	21
2	会議経過	21
3	根拠条例・要綱等	22

1 はじめに

本市においては、平成13年度から計画・実施・評価・改善のPDCAマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を図るため、行政内部における評価を実施している。

また、平成17年度からは、市民の視点や専門的な知見から客観的に施策等に対する評価を行い、これを活かすことにより、市の最終評価がより適切に行われることを目指して、学識経験者や公募市民による外部評価を実施している。

これらについては、平成28年6月に施行された「会津若松市自治基本条例」第17条において改めて位置づけているところである。

さて、令和元年度外部評価では、「会津若松市第7次総合計画」に掲げる42政策分野のうち、「政策分野2 学校教育」、「政策分野20 障がい者福祉」、「政策分野33 住宅・住環境」、「政策分野36 地域自治・コミュニティ」の4政策分野を選定し、評価を行った。

それぞれ、「政策分野2 学校教育」については、学校教育は常にPDCAサイクルが欠かせない政策であり、将来を担う子どもへの心と知力の育成の取組を評価する観点から、「政策分野20 障がい者福祉」については、障がい者の支援制度の確認と差別や虐待の防止政策の評価の観点から、「政策分野36 地域自治・コミュニティ」については、人口減少や高齢化等により今後ますます重要となる地域コミュニティ活動の取組の評価の観点から、「政策分野33 住宅・住環境」については、事務局の提案として、今後計画の見直しを予定している城前団地建替事業を評価する観点から選定した。

それぞれの政策分野の評価にあたっては、担当課との質疑応答を複数回実施して検証を行い、施策の目的や社会情勢の変化等に照らして現在行われている事業の妥当性や今後必要とされる取組、改善の方向性などを評価・意見としてとりまとめたところである。

今回の評価・意見を今後の市政運営に活かし、限られた予算・人員の中で全職員の創意工夫により市民サービスの向上を図り、常に市民の立場に立って、市政運営に尽力されることを強く期待するものである。

会津若松市外部評価委員会	委員長	平澤 賢一
	副委員長	安部 幸子
	委員	上杉 雅明
	委員	小池 美恵
	委員	小池 美紀
	委員	白川 勝義
	委員	毛利野 元昭

2 外部評価対象政策分野

外部評価対象の政策分野については、以下のとおり選定した。

政策目標	政策／政策分野	主管部課
未来につなぐ ひとづくり	政策1 次代を創る子どもたちの育成 「政策分野2 学校教育」	教育委員会 学校教育課
安心、共生の くらしづくり	政策5 健やかで思いやりのある地域社会の形成 「政策分野20 障がい者福祉」	健康福祉部 障がい者支援課
安全、快適な 基盤づくり	政策8 地域の活力を支える都市環境の維持 「政策分野33 住宅・住環境」	市民部 危機管理課 建設部 建築住宅課
豊かで魅力あ る地域づくり	政策9 ひとの力を活かした地域活力の創造・再生 「政策分野36 地域自治・コミュニティ」	市民部 環境生活課 企画政策部 地域づくり課 北会津支所 まちづくり推進課 河東支所 まちづくり推進課、 住民福祉課

3 外部評価結果

外部評価結果については、市の担当課より施策の内容の説明を受け、委員各々の視点により検証を行った後、委員会として評価をしたものである。市当局は令和元年度の行政評価における最終評価の参考とし、今後の施策展開に活用していただきたい。

また、施策の評価だけでなく、各政策分野を構成する事務事業についても、今後のあり方や方向性等について附帯意見として報告するので、今後の行政運営の参考とされることを併せて希望する。

政策名	2 学校教育	主管部課	教育委員会 学校教育課
目指す姿	学ぶ喜びや楽しさを実感しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく身に付けた子どもたちが育つまち		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● あいづっこ学力向上推進事業 ● コミュニティ・スクール推進事業 ● 地域とつながる教育支援事業 		

<h2>全体の評価</h2> <p>「あいづっこ学力向上推進計画」のもとで所定の体制を整えて取り組むこと。但し、ICTの活用、地域と繋がるといった時代に沿った事業に取り組むと共に、「ふるさと会津の精神の継承」と謳われているように、会津の歴史や風土、先人に学ぶなど本市ならではの取組を行うこと。</p>
<h2>評価内容</h2> <p>【政策全体の評価、期待する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ふるさと会津の精神の継承」を謳い、「あいづっこ学力向上推進計画」のもと体制を整えての取組は評価できる。一方、学力・学習状況と体力・運動能力については、本市の小中学生の更なる向上につながる取組を期待する。 ● ICT、デジタル機器の活用、英語教育、地域とつながる、といった時代に沿った事業に取り組んでいることは評価できる。 今後は、さらなる向上を目指した方針と目標を掲げ、会津大学、ICTオフィスとの連携した取組、会津の歴史や風土などを活かした学校教育により、「本市の学校教育は素晴らしい、ひいては本市の学校に入学させたい、任せれば安心である」と保護者が思える事業展開と成果を期待する。 ● 教員の時間外勤務時間の削減に努めていることは評価できる。

● 本市の学校教育を通じて目指す姿は、「学ぶ喜びや楽しさを実感しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく身に付けた子どもたちが育つまち」である。豊かな心の育成を目標の一つとしていることは大事なことであり、「あいづっこ宣言」の精神を基盤としている本市の子どもたちが成長する姿を見ることが出来るのは、本市ならではの喜びである。今後とも、子どもたちの豊かな心の育成に力を入れて取り組むことを期待する。

● ふるさと会津に誇りと愛着を持つ人材の育成の点では、古事記に出てくる「相津」の由来、あるいは江戸期から明治期へかけての郷土の偉人（有名無名を問わず）について語られる機会を設けてはどうか。

例えば、まなべこツアー等の取組は、会津の歴史や風土や先人に学ぶ良い機会であり、それらの取組は、郷土を誇りに思い、他郷の人々の問いかけにもしっかりと答えられる子どもが育つものである。社会に出てから人づてにあるいは書物等で知ることでは残念であり、これらの取組の拡大を期待する。

● いじめや不登校に対する防止策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーおよび心の教室相談員の配置や、「会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会」等を設置していることは評価できる。今後は、スクールカウンセラー等には研修会等を通して支援の強化といじめる側、いじめられる側や不登校の子どもたちには、心のケア等の寄り添った支援が必要である。

● 学校給食に関する取組は、一定の努力が見られ評価できる。一方、給食費において、未納金を不納欠損として処理する期間の取扱いは、実情に応じて検討すべきである。

● 通常の学級に在籍できる要支援児童を受け入れる体制づくりは、評価できる。

幼少期より要支援児童と一緒に教室で授業を受けていることが当たり前であることが、要支援児童、要支援者、障がい者に対する理解、権利擁護につながっていくものである。

【政策全体の見直し、改善、留意すべき点】

● 政策分野の進捗状況において数値目標を掲げているが、その設定根拠が不明確であるため、明確な構想を持って進められたい。特に学力、体力においては、中学校3年間で遅れをとっているため、力を入れるべきである。

また、施策評価票の説明において、必ずしも一般的ではないカタカナ用語も散見され、論点が十分に伝わらない点もあるので改善が必要である。

- 未来の人づくりのためには、全体的に人手不足及び投資不足に要因があるのではないか。よって、学校教育に関わる人材確保、予算確保に努めていただきたい。
- 「あいづっこ学力向上推進事業」や「あいづっこ人材育成プロジェクト推進事業」など、「あいづっこ」と名付けることに満足することなく、本市の学校教育においては、会津らしい教育プログラムを推進すべきである。
また、子どもたちに「あいづっこ宣言」を暗唱させるだけではなく、その内容は、どのような場面で活かしているのか、自分自身がどう行動すべきなのか、どのように人に接するべきのかなどを考えさせ、子どもたち同士が認め合い、考えるための話し合いの場づくりなどの取組を実施すべきである。
- 教員の働き方改革に具体性がみえない。子どもたちに関わる政策は、いろいろされていることは評価できるが、教員の働き方改革をもう少し重視し、具体策を検討し取り組むべきである。教員のゆとりなくして、子どもたちに質の高い教育は難しいと考える。
- 知識や学力を確実に身につける施策は実施しているが、家庭でのアプローチがみえてこない。何故、家庭学習が必要なのかを子どもたちが考え納得した上で、学校と家庭が一体となった体制づくりに努めるべきである。

事務事業に関する附帯意見

1 あいづっこ学力向上推進事業【施策1-1】

- 「グローバル教育＝英語教育」の理解であるとしたら、それは正しくない。英語教育にICT技術を活用したツールを導入することに異論はない。なぜ、小中学生に「グローバル教育」が必要なのか、そもそもグローバル教育とは何なのかの共通理解もないまま、会話中心の英語教育を進める点を、専門的見地から分析をしているのであろうか。誤った教育の被害者は生徒たちであることを再認識すべきである。
文科省からのお達しをそのまま導入するのではなく、本市ならではの理念のもと、会津の歴史的見地も踏まえ、いかに「グローバル教育」を進めるべきなのかを再考の上、取り組むべきである。

2 指導研究に要する経費【施策1-2】

- 教員の資質向上には予算と時間を考慮すべきである。質の高い教育のためには、教育委員会職員や教員が継続的に学ぶ環境を整える必要がある。ただし、研修の内容とフィードバックの方法については再考が求められる。ただ受け身姿勢で研修に参加するのではなく、その研修の成果がいかにして教育の場にフィードバックされるかといった体制を整えること。

3 コミュニティ・スクール推進事業【施策1-5】

- 地域に根ざした教育環境の構築のためには、地域住民の参画や退職教員などの協力による家庭学習の支援や楽しみながら運動が出来る仕組みを構築するべきである。
当該事業は、教員の負担軽減や委員の任命・選定に配慮があり評価ができる。学校と地域の風通しを良くするためには、コミュニティが必要であることから、初年度の取組を検証し、発展させていくべきである。

4 地域とつながる教育支援事業【施策1-11】

- 電子教材等の教育システムは、モデル校だけにとどまらず、全校へのタブレットの配置など、本市が掲げるICTの活用により飛躍的な教育改革が期待できる。設備投資なくして教育改革はありません。

5 あいづっこ人材育成プロジェクト事業【施策2-1】

- 地域から学ぶことは、郷土をよく知る上で非常に大切である。民間企業の協力等を得て、職業体験を増やし、特に農業分野は重要で、食育にもつながるため、ぜひ実施していくべきである。

6 適応指導・教育相談事業【施策2-2】

- 近年、発達障がいの子供は増えていると聞くが、決して異常ではなく、その能力が素晴らしいものがあるということを大人も子どもも理解する機会が必要である。みんなそれぞれに個性を持っていることを、自然体で教育していく必要性を感じている。

7 郷土理解学習推進事業【施策2-8】

- 地域の人材を活用した「会津人に学ぶ」の趣旨は評価できる。
一方で、会津の歴史や先人に学ぶ事業が少ないと感じる。幼少期から触れる機会が必要ではないか。祖国や郷土の文化・歴史・文学などを語れぬ者は、スキルとしての「英会話」が上達したとしても、他国の然るべき立場の教養ある方と接したときには、対等に扱って戴けないことも有り得ることを踏まえておきたい。たとえ、グローバルな舞台で活躍しなくとも、地元のことを知らない者が、真に地元に貢献することのできる人材となり得るのかといった視点も交え、授業に「郷土の歴史」のカリキュラムを設けるなど、本事業を再考すべきである。

8 学校給食維持管理事業【施策3-7】

- 効率的、安全、美味しい、地産地消の給食の提供を可能にするために、給食施設設備の改善、地産地消の推進、食物アレルギーへの対応等、事業の充実を図っていくべきである。

政策名	20 障がい者福祉	主管部課	健康福祉部 障がい者支援課
目指す姿	障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることができるまち		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい理解推進事業 ● 障がい児相談支援事業 ● 自立支援給付 		

全体の評価
<p>各種の法令・制度を踏まえ、組織体制を整えて適切に対応すること。但し、支援員や事業所不足、親亡き後の対応、虐待など、見落とされがちな諸課題へのフォロー体制を整えること。</p>
評価内容
<p>【政策全体の評価、期待する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市において、障がい者への差別についての大きな問題などは聞いていない。これは取組の成果もあるのではないかと。今後も積極的な取組に期待したい。 また、障がい者への差別を無くすために、小中学校での障がい理解推進事業や会津図書館での関連書籍の展示企画、講演会やパンフレット配布等、市民に対する啓発を行っていることは評価できる。今後も継続、拡大していくべきである。 ● 各種法令・制度を踏まえ、組織体制も整え、限られた予算と人員の中で適切な対応をしていると評価できる。 今後は、人手不足等の発生等により、サービスの低下、法の基の平等が崩れないよう、障がい者の立場に寄り添い、より一層の各種福祉サービスの提供を期待する。 ● ヘルプマーク、ヘルプカードの推進を今後の方針にしていること、障がい者計画・第5期障がい福祉計画に基づき推進していることは評価できるが、高齢者や障がい者と、家族をはじめとする支援者の声が施策に反映されているのかが見えない印象を受

ける。事業が多岐にわたるので仕方ないが、事務事業が多いと感じた。統一できる事務事業がないか、検証すべきである。

- 障がい者手当の手続き等については、文書での案内や手続きの際に関係部署との連携に努めていることは評価できる。今後も関係機関等と分かりやすい手当の手続きに努めていくべきである。

【政策全体の見直し、改善、留意すべき点】

- 障がい者福祉の分野は、デリケートな部分もあり、関わりが難しいが、行政、区長、民生児童委員、地域包括支援センター、さらに医療機関等の初期行動は、サービス受給の第一歩となることから、関係機関等が連携し対応にあたるべきである。
また、区長、民生児童委員の高齢化、なり手不足に伴い、地域包括支援センター、地域生活支援コーディネーターの役割は、ますます重要度を増してくるため、しっかりとした対応を期待する。
- 平成30年度に新たなサービスが創設されたにもかかわらず、支援員や事業所不足等の理由から、サービスの提供が受けられないのでは本末転倒である。早期に体制を整備し実施していくべきである。
- 障がい者で地域で一人暮らしをしている人がいる。親亡き後の課題として、地域で共に暮らすこと、孤立化しないことの大切さを、さらに広めていくべきである。

事務事業に関する附帯意見

1 障がい理解推進事業【施策1-1】

- 発達障がいは、障がい者手帳の区分では、精神障がいに該当する。発達障がいに関する事業はどこに関わるのかが不明であるが、企業や学校でも一定程度の該当者が存在し、該当者は必ずしも手帳を有しているわけではない。該当者の中には、特殊な能力を有する者もいるが、他者との人間関係に悩む者もいる場合がある。特に、後者への支援が会社でも学校でも求められているように聞き及ぶ。
障がい者の差別、偏見をなくす取組を推進するとともに、発達障がいに関する認識を改めてもらうための啓発活動、会社・学校現場での研修や、障がい者へのフォロー体制が必要である。

2 障がい者虐待防止事業【施策1-2】

- 障がい者が虐待を受けたという通報があった場合の対応は、警察との連携を含めて適切に対応している。虐待が起こらない仕組みづくりに加え、虐待防止ネットワークのあり方を再確認の上、万一発生した場合には、果敢に対応することも必要であり、引き続き、虐待防止に努めていくべきである。

3 成年後見人制度利用促進事業【施策1-3】

- これまでの取組により成果が出ていることは評価できる。さらに市民後見人の育成を押し進めるべきである。
一方で、成年後見制度を理解している市民は少なく、どこの機関に相談したら良いか分からないため、さらなる啓発活動に努めていくべきである。

4 地域生活支援拠点等の整備【施策2-4】

- 地域生活支援コーディネーターの活躍の機会は、益々増加することが想定され、コーディネーター育成と人材確保はしっかり進めていくべきである。
また、今後の方針として、各支援機関の連携による支援体制を更に推進するため、重層的な相談支援体制づくりや地域生活支援拠点機能全体の再編も検討するとしている。きめ細かな対応で、一人でも多くの障がい者支援に努めていくべきである。

5 自立支援給付（日中活動系事業（生活介護・自立訓練））【施策2-7】

- 短期入所の需要が追いつかないのが恒久化しているのではないかと懸念されている。事業所に働きかけで解決する問題ではないため、場合によっては、市の設備投資も必要である。

6 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）【施策2-15】

- 聴覚障がい者は、一見すると、他からは障害のほどが分からない。平時のことのみに想定せず、災害等の緊急時を想定し、聴覚障がい者の不安を取り除くことが出来るような方策を事前に備えた体制を整備すべきである。
なお、該当する聴覚障がい者も、事前にそうした体制が整っていることを認識できるよう周知徹底に努めていくべきである。

- 医療機関や介護の現場での手話通訳者の数が確保されていない課題に危機を感じる。それに対する今後の方針が甘く不十分ではないか。もっと具体的な方針を期待する。点字、手話通訳者の養成事業にもつながるため、成果を得るための方針としては不十分である。

7 訪問入浴サービス事業【施策2-19】

- 重度障がい者は、訪問入浴を楽しみにしている。入浴サービスの提供が実施できていることは評価できる。今後も積極的な良質サービス運用に努めていくべきである。

8 訪問給食サービス事業（障がい者分）【施策2-32】

- 市は訪問給食サービス提供のあり方についての課題を認識しているが、安否確認をも踏まえた大切な制度である。引き続き、体制のあり方について、改善すべき点は速やかに実施していくべきである。

政策名	33 住宅・住環境	主管部課	市民部 危機管理課 建設部 建築住宅課
目指す姿	安全で快適な住環境が整っているまち		
主な 事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 空家等対策事業 ● 市営住宅管理運営事業 ● 耐震改修促進事業 		

<h2>全体の評価</h2> <p>空家等対策、市営住宅の管理運営、住宅・建築物耐震化の促進を三本柱として取り組むこと。但し、顕在化する課題だけでなく潜在的な課題についても、市内外の関係機関との連携や民間活力も踏まえ、計画的な対応を進めること。</p>
<h2>評価内容</h2> <p>【政策全体の評価、期待する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①空家等対策の推進、②市営住宅の管理運営、③住宅・建築物の耐震化の促進を三本の柱として取り組んでおり、限られた予算の中でしっかりした運営されていると評価できる。その上で、改善点の認識もあり、より一層の進展を図られるよう拡大を目指すべきである。 ● 空き家等対策は、空き家解消率においては計画初年度に目標値を大幅に上回っており、全国的な課題でもある住宅環境及び住環境について、時に遅れることなく平成27年から調査を開始し、慎重かつ適切に取り組んでいる姿勢は評価できる。 ● 今後益々増えることが想定される空き家は、都市部では核家族化、山間部では集落全体が移転することも懸念され、環境への影響も心配される。たえず行政は実態調査を実施し情報管理に努め、空き家等対策に民間の力を活用し、官民一体となつての取組が必要である。

- 大規模な建替え、解体などが計画的に実施されていることは一定の評価はできる。
- 市営住宅の管理運営において、隣人トラブル対策として相談・援助等の実施や、ひとり暮らしや障がい者世帯の不測の事態の対応には、緊急通報システムを設置し、設備のない住戸の対応には、福祉部門等との連携による見守り等を実施していることは評価できる。今後も継続して取り組むべきである。
- 「市耐震改修促進計画」に基づき、コンスタントに経年実施していることは、一定の評価ができる。今後も継続して実施していくべきである。

【政策全体の見直し、改善、留意すべき点】

- 空き家の増加が進行する中、実態調査に基づく「特定空家」の決定にスピードが不足するため、迅速かつ適切な決定に努めるべきである。
- 所有者不明の空き家の増加が危惧されるため、所有者等へ適切な維持管理を指導するなど、未然防止対策を講じるべきである。
- 市営住宅の建替え、改修等については、市民の需要の理由を踏まえ、実施していくべきである。また、地価の高いところにある公営住宅や公共施設等を売却し、交通インフラの整備された地域の空き家を活用するなど、創意工夫が必要であると考えます。
- 低廉で良好な住宅を提供するための方針、取組は一定の評価はできる。
ただし、市営住宅の管理運営等において、巨額の投資をしている割には、入居の選考等の要件緩和による弊害が出ているのではないかと考える。入居希望者の平等の観点から申込資格や収入基準等の見直しや、入居できない世帯には、民間賃貸住宅への入居にかかる補助金等による支援が必要ではないかと考える。また、管理運営については、民間の力を活用することで、良好なサービス向上が図られるものと考えている。
- 住宅の耐震化率の目標を達成できていない理由を、住宅除去・建替等が進まないことを理由としているが、しっかりと検証、見直すべき点を精査し、今後5年間での目標達成を期されたい。

事務事業に関する附帯意見

1 空家等対策事業【施策1-1】

- 空家所有者との絡みもあり容易に解決できない課題にも直面せざるを得ないこともある。また、周辺住民への影響からは防犯、防災の観点も欠くことはできない。加えて、所有者不明の空家については、税の徴収の観点からも看過できない。特に今後増える「相続放棄」による空家は、迅速、適切に対応しなければ解決が困難になることから、国や県、司法書士、弁護士等の関係機関との連携により、マニュアルを作成するなど、対応策が必要である。先送りになればなる程、解決が困難になる問題であるため、早急な対策を講じるべきである。
- 特定空家21戸のうち解消4戸の実績は時間がかかりすぎではないか。対応が困難な案件ではあるが、調査期限を区切るなど見直しが必要である。
- 所有者との交渉の中で解消率が19%と目標を達成しており、努力していることは評価できる。

2 市営住宅管理運営事業【施策2-1】

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき適切に対応していることは評価できる。
一方で、住み良い快適な生活をする上では、まだまだ足りていないのが現実である。「市営住宅の長寿化に向けた改善戸数」における目標328戸に対し、実績328戸であり、目標は達成されている。
但し、この目標値の設定根拠は定かではない。なお、「令和2年度までに現長寿命化計画の改定を行う」と付記されていることから、今後も注力される事業であることは理解できる。市営住宅の管理運営にかかる予算額は、R元年度に比し、R2年度は増額が見込まれていることから、常に「見直し」「改善」という視座を忘れることなく取り組むべきである。
- 市営住宅は、住宅のセーフティネットとしての役割は果たしているため評価できる。
一方、今後は市営住宅の整備に巨額の投資をする時代ではないと考える。民間の力を活用した良質なサービスの提供や入居できない方へ補助金での支援も必要と考える。適切な対応に努めるべきである。
- 少子高齢化が進む中、高齢者が安心して生活できる「住宅」は需要があると考えられる。高齢者に配慮した仕様を備えた民間賃貸住宅を増やす施策や、「プラセール日新」をモデルとした小規模施設を市の中心市街地に整備し、コンパクトシティの構築につなげていくべきである。

- 現在の入居基準では、本当に住宅に困っている人のみが入居しているとは思えない。収入基準に財産基準も加えるべきではないか。虚偽の申請をした者については賃料を民間住宅並みにできるように、条例、契約書の整備をすべきである。

3 城前団地建替事業【施策2-2】

- 現行の本事業の必要性と現況が乖離し、入居世帯の世代均衡も困難であると思われる。また、城前団地周辺は、多くの観光施設や教育文化施設等が立地し、景観への配慮を要する非常に重要な地域である。したがって、令和2年度の建替計画においては、これらの現状に加え、入居者の状況等を再確認し、事業規模縮小等の方向で見直すべきである。

4 市営住宅大規模改善事業【施策2-3】

- 老朽化している市営住宅の改善が計画的に進められているのは評価できる。一方で、修繕後の市営住宅入居促進の視点が不足していると考える。古い市営住宅は入居希望者も少ないと推測される。耐用年数の経過した市営住宅は、住宅用途以外での利活用に向けた取組を庁内で連携すべきである。

5 耐震改修促進事業【施策3-1】・宅地耐震化推進事業【施策3-2】

- 本事業は、言うまでもなく人命にも関わる重要案件である。限られた予算の中で、地味な業務ではあるが経年実施していることは評価できるが、いずれの事業においてもR元年度に比し、R2年度は増加が見込まれているが、施策2に比し事業費が小さいことが懸念される。常に「見直し」「改善」という視座を忘れることなく取り組み、加えて、啓発活動、意識の高揚に努めるべきである。

政策名	36 地域自治・コミュニティ	主管部課	市民部 環境生活課 企画政策部 地域づくり課 北会津支所 まちづくり推進課 河東支所 まちづくり推進課、 住民福祉課
目指す姿	地域コミュニティの主体的で活発な活動により、強い絆のもと特色ある地域づくりが進むまち		
主な 事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会活動事業 ● 北会津地域づくり委員会 ● 中山間地域等地域づくり支援事業 		

<h2>全体の評価</h2>
<p>複数の担当部署が関わる分野であるが、地域住民との連携を図り、細かく地域に寄り添って各活動の支援を続けること。但し、町内会などの住民自治活動において、市が関わる範囲について、市民が必ずしも共通認識を持っているとはいえない。よって、この課題を解消すべく、地域住民とのきめ細かな情報共有を進めること。</p>
<h2>評価内容</h2>
<p>【政策全体の評価、期待する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域自治・コミュニティ分野では、事務事業が複数の所属が関わり、細かく地域に寄り添って実施されていることは評価できる。 ● 高齢化や人口減少、地域内のつながりが希薄化している中、町内会活動の支援、コミュニティセンターの管理運営、町内会及び区長会を活用した地域のコミュニティ育成、発展に寄与している取組は評価できる。引き続き、それぞれの活動強化の支援の継続を期待する。 ● 町内会の区長を対象とした研修、地域活性化のための講演や市長講話の実施は評価する。一方、区長への伝達事項は、地域住民にも情報が正確に伝わる伝達体制の整備に努めるべきである。

- 地域住民との連携を図り、目標に沿って支援等行う姿勢は評価できる。各地域や事業への予算の配分については不公平感が出ないように、優先順位に従い粛々と進めるべきである。
- 市町村合併後の旧町村の地域づくりは、北会津地域、河東地域ともに地域連携会議（旧地域審議会）を設置し、地域課題に取り組み、地域づくりに成果が出ており評価できる。

【政策全体の見直し、改善、留意すべき点】

- 施策の進捗状況について、町内会加入率と地域づくり活動組織数の目標に対する実績が示されている。進捗率推移の指標として適切なものが他にはない証左ともいえるのかもしれないが、せつかく取り組んでいる事業の進捗状況が、外部者にも理解しやすい指標を示す工夫を再考すべきである。
- 地域コミュニティ活動を活発にするために、市民の参加意識の向上に努めるべきである。
- 地域コミュニティの支援は、市の立場が「支援」や「補助」、「直接の運営」であろうと、いずれにしても、施策目標に向かって方向づけをしていく責任があることを常に意識して取り組むべきである。
- 地域自治活動や住民相互交流の拠点となる小規模公民館、集会所を地域住民が有効活用できる仕組みを検討すべきである。また、コミュニティセンター、集会所の整備等の優先順位の平等化に努めるべきである。一方、地域で改修が困難な小規模公民館施設の行く末が懸念される。

事務事業に関する附帯意見

1 町内会活動事業【施策1-1】

- 地域自治においてなくてはならないが、全般にわたり現状手法で良いのか見直しが必要ではないか。コミュニケーション手段という観点から再考があるように拝察する。事業費予算は44百万円弱であるが、場合によっては、「縮小」も有り得る。
- 町内会活動に対しては、市は区長を補助し、町内会活動を支援する立場であるが、抜本的に「支援」以上の関わりも必要ではないか。町内会の機能の低下は非常に顕著であり、非常に危機感がある。交付金を交付する、情報提供を行う、などの方針だけでは足りないため取組の検証については見直しが必要である。
- 町内会交付金については、交付金の趣旨の周知徹底と使途の透明性に努め、交付先銀行口座を公的口座へ変更するよう徹底すべきである。

2 区長会補助事業【施策1-2】

- 区長会は地域住民の代表の集まりであり、事業活動はできている。市は地域のことを区長会だけに任せるのではなく、町内会に顔を見せて、「一緒に絆を深めて行く」ことに共感を持ってもらう努力をすべきである。
日常のゴミ捨てや町内清掃、防犯灯、市からの情報の共有など町内会活動は、地域住民自らが住環境を維持して行くべき役割であることを認識してもらい、身近なところから支えあえる町内会の実現に向けた取組の展開を期待する。
- 区長の研修会等は片道切符のようだ。研修の目的は何か、研修内容が町内会に本当に役立つものなのか疑問である。一般の町内会の人材は、この組織すら知らないのではないだろうか。研修会等のあり方については、再度見直しが必要である。

3 コミュニティセンター運営事業【施策1-3】

- 令和2年度事業費見込予算額49百万円。地域コミュニティにとって重要な事業としなければならない。但し、運営、対象に偏向がないか見直しが必要である。
- 30年以上経っている施設の老朽化対策を図るとともに、各公民館にはインターネット公共フリースポットが整備されているため、コミュニティセンターにも、インターネット環境（「Aizu Free Wi-Fi」）設備を整備することで、市民の利便性の向上を図るべきである。
- センターで開催されている多くの活動は、地域に根差しており存在意義が感じられる。一方、課題認識にあるように、多くの方々が利用するためには、気軽に相談できる組織体制にする必要がある。

4 八田地区交流センター運営費【施策1-4】

- 河東町八田地区の中核施設として、地域住民の利用度が高く、日常的な管理も地域住民の協力により行い、加えて、運営コストを抑えながら30年運営してきたことは評価できる。今後は、適切なメンテナンス、管理運営を行い、良好な環境の構築に努めていくことに期待する。

5 集会所整備補助事業【施策1-5】

- 【課題認識】として、「補助を希望する町内会が多く」とある。担当部署も、年々その対応に苦慮されていることは文面から読み取ることが出来る。町内会は住民自治であり、「陳情団体」となっては困るが、何が出来、何が出来ないか、を認識することが必要である。

6 北会津地域づくり委員会【施策2-1】・河東地域づくり委員会【施策2-2】

- 北会津地域、河東地域ともに、今後の方針や改善点を再考して取り組むべきである。

7 地域おこし協力隊・集落支援員事業【施策2-6】

- 地域おこし協力隊の募集を積極的に実施し、農業等へ民泊も兼ねてどんどん参加してもらいべきと考える。また、地域おこし協力隊の編成にかかる予算をしっかりと確保すべきである。

8 ICTを活用した中山間地域づくり事業【施策3-2】

- 少子高齢化、人口減少、後継者不足の地域にあって、地域住民の生活基盤を整える重要な事業である。国内には、同様な課題に直面しつつも、市外からの移住者を増やしている事例も散見される。よって、一見すると妙なアイデアであっても、前例踏襲型視点で排除するのではなく、是非、好事例となるべく進展を期待する。
- 本市はバスの運行が通勤、観光、高速を除き、非常に行きづまりになっている。そのため「自家用有償運送の登録」の拡大も必要である。交通手段がないことは、健寿命プログラムがあっても絵に描いたもちで終わってしまう。
- 湊地区デマンド型乗合自動車の取組は評価できる。引き続き、高齢者が多い地域（湊、北会津等）にバス型を整備し、加えて、居場所づくりやとじこもり対策についても、今後も継続して取り組むべきである。

4 おわりに

外部評価の取組について、各委員より次のような意見があったので、今後の取組改善の参考として活用していただきたい。

【外部評価制度について】

- 市民の立場から市の施策に対し、意見や評価ができる良い制度である。
- 目標に対する進捗状況を踏まえ、現実を謙虚な姿勢で受けとめ、常に改善策を講じて行く姿勢が望まれるのは自明である。改善策を示すというのは、「落ち度」を示すことに同義ではない。仮に、「改善点＝落ち度」と解する様な組織風土があるとするならば、その組織に今後の発展は望めない。改善点無き組織に、発展はあり得ないと考える。
- 行政評価の資料が長文であり、要点が理解しにくいいため、長所や短所、改善点を簡潔に記載するなど、資料の様式や作成に工夫が必要である。
- 行政評価の資料の内容が、市民への言い訳に聞こえ、先送りする記載が多く、結論が乏しく感じた。市として取り組んできた内容をしっかりと主張すべきである。
- 担当課の説明は資料に記載のとおり読み上げる事例が多くあり、また、質疑に対し簡潔な応答とならない事例もあったことから、説明の方法に改善が必要である。
- 市民に施策の成果をPRする機会でもあることから、市として目標に対し、どれだけ達成したか、または、どのような課題に直面し、それらを踏まえた改善点を明確に示すことで、市民も理解しやすく委員も評価しやすくなる。
- 評価方法については、ABC評価や数値で評価することで市民も分かりやすくなるが、評価基準の決める難しさもあり、検討を要する。
- 委員会開催日が8回に及び、時間的、事務的負担を考慮すると、現行の方法を再検討することも必要である。一方、毎回の委員会のタイムスケジュールに余裕がないため、評価対象施策の数も検討する必要がある。
- 今年度の評価を踏まえ、次年度の施策にどのように反映し、取り組んだ内容と成果を報告すべきである。

(参考) これまでの改善経過

外部評価の意見を踏まえて、改善のあった点を以下に記載する。

【平成28年度】

- (意見) 外部評価委員へ複数の女性の参画が望ましい。
⇒ (改善点) 平成29年度から女性2名の参画をいただくことで、より一層、女性の視点を反映させることが可能となった。
- (意見) 内容を事前に把握して外部評価委員会に臨むためにも、外部評価対象施策の資料を事前に配布していただきたい。
⇒ (改善点) 資料の事前配布が概ねなされた。特に、委員からの質問への回答を事前に確認できるようになったことで、理解しやすくなった。

【平成29年度】

- (意見) ホームページで委員名と委員会の日程、議題を公開し、市民傍聴の機会を拡充すべきと考える。
⇒ (改善点) 市ホームページでの周知が図られた。
- (意見) 外部評価委員会における評価結果について、それらが施策にどのように反映されたかを示すべきである。
⇒ (改善点) 資料に基づき説明がなされ、評価結果への対応状況や今後の方針について確認を行った。

【平成30年度】

- (意見) 評価対象施策を6分野としたが、4分野が適正である。
⇒ (改善点) 評価対象施策を4分野とした。

附属資料

1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	平澤 賢一	学識経験者（会津大学短期大学部教授）
副委員長	安部 幸子	学識経験者（男女共同参画団体）
委 員	上杉 雅明	学識経験者（税理士）
	小池 美恵	学識経験者（司法書士）
	小池 美紀	公募市民委員
	白川 勝義	公募市民委員
	毛利野 元昭	公募市民委員

2 会議経過

会議回	開催日	協議内容等
第1回	6月4日	概要説明、外部評価対象施策選定
第2回	7月4日	外部評価対象政策（学校教育、障がい者福祉）概要説明
第3回	7月26日	外部評価対象施策（学校教育、障がい者福祉）質疑応答
第4回	8月9日	外部評価対象施策（学校教育、障がい者福祉）評価・意見交換 外部評価対象施策（住宅・住環境、地域自治・コミュニティ）概要説明
第5回	8月30日	外部評価対象施策（住宅・住環境、地域自治・コミュニティ）質疑応答
第6回	10月4日	外部評価対象施策（住宅・住環境、地域自治・コミュニティ）評価・意見交換
第7回	10月25日	外部評価結果報告書案検討
第8回	11月7日	外部評価結果報告書決定
報 告	11月13日	外部評価結果の市長への報告

※評価の流れ

- ①政策分野の取組概要について市担当課が説明
↓ 各委員から質問
- ②政策分野の取組に対する質問及び回答
↓ 各委員が評価案を作成
- ③政策分野に対する評価案を発表し、意見交換

3 根拠条例・要綱等

会津若松市自治基本条例（抜粋）

（平成28年6月29日施行）

（行政評価）

第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

会津若松市外部評価委員会開催要綱

（平成17年6月13日決裁）

（平成19年6月1日一部改正）

（平成29年3月21日一部改正）

（開催）

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 3人

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。